

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年11月1日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	鈴木	澄美
静岡県監査委員	佐地	茂人

1 包括外部監査の特定事件

平成30年度

「指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」

2 措置状況の内容

別冊のとおり

平成 30 年度包括外部監査結果に基づく措置進捗状況

注 1) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、平成 30 年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況(区分)	措置の内容	方針決定予定時期・完了予定時期	担当課
区分	内容					
F 静岡県立水泳場 G 静岡県富士水泳場						
意見	<p>②施設のあり方の検討について</p> <p>県立水泳場は高校総体（平成 3 年開催）、富士水泳場は国体（平成 15 年開催）における競技会場として整備された施設であり、いずれも 50m と 25m の競泳用プール及び飛込プールという同スペックの設備を有している（すべて公認プール）。</p> <p>施設の設置目的は、第一に「競技力の向上」があり、二次的に「県民一般の健康増進とスポーツ振興」がある。そのため、利用においては競技者の利用が優先されている。また、一般開放分を含めると、平成 29 年度にはいずれの施設も年間 10 万人を超える利用があるが、減免利用者が多いため、収支の改善に結びつかない特徴がある。平成 29 年度における施設全体の収支（県と指定管理者の連結収支）は、県立水泳場で 158,736 千円、富士水泳場で 204,886 千円、合計 363,622 千円の支出超過で、同様の機能を持つ施設を重複して保有することで県の負担は 2 倍になっている。</p> <p>県立水泳場は建設から約 30 年、富士水泳場も 16 年が経過し、各所に経年劣化が見られ、今後、さらなる修繕費用や設備更新等が必要と見込まれる。現在の施設を維持していくのか、あるいは設置目的を見直して施設の集約やダウンサイジングを図っていくのか、県スポーツ推進審議会等を活用し、長期的な視野で今後の方向性を慎重に検討していく必要がある。</p>	P85	措置完了	<p>県立水泳場については建設から約 30 年、富士水泳場も 20 年が経過しているが、中期維持保全計画を基に、現施設の長寿命化を図っており、期待される耐用年数までの使用を可能とするために効果的・計画的な保全措置を講じているところである。また、施設のあり方については 5 年ごとに行う指定管理の再指定の手続きの際に、資産経営課が進める静岡県公共施設等総合管理計画における施設の建替え時期等も踏まえながら検討し、今回の再指定においては、現在の施設を維持する方針としたところである。</p>	令和 4 年 8 月	スポーツ振興課

意見	<p>③コンセッション事業の導入可能性の検討について</p> <p>当該施設では、制度の標準期間である5年を採用していることから、指定期間が短く、長期的な視野に立った提案を受けにくいことが課題である。</p> <p>第4期（平成30～令和4年度）募集において、応募者（現指定管理者）から施設整備に関する提案を受け、トレーニング室のリニューアルやWi-Fiの整備等が進められ、施設の利便性が図られてきたところであるが、指定期間が今よりも長く設定されれば、より長期的な投資提案を受けられることも期待される。</p> <p>指定管理者制度以外の官民連携制度にコンセッション方式があるが、コンセッションによれば、数十年という長期契約も可能となることから事業者の裁量は広がり、中長期の設備更新という行政課題についても、民間ノウハウを生かした提案を受けられる可能性が出てくる。</p> <p>文部科学省の「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」最終報告でも、スポーツ施設におけるコンセッション制度導入のメリット等が示されており、たとえ独立採算が見込めない施設であっても、公的負担の抑制効果が出れば有用であることから、当該施設に最も適合する官民連携制度を研究し、効率的な経営の仕組みを構築していくことを検討されたい。</p>	P86	措置完了	<p>②の施設のあり方検討（施設の設置目的、規模など）と併せて、公費負担の抑制効果、競争性確保によるサービス向上効果等を総合的に勘案し、施設に最も適合する官民連携制度を検討した結果、第5期の募集についても指定管理者制度で管理運営を実施することとした。</p>	令和4年8月	スポーツ振興課
意見	<p>④ネーミングライツ等の他の収益獲得施策の立案について</p> <p>スポーツ庁では、スポーツ施設の収益拡大施策についての各自治体の取組事例を紹介しており、ネーミングライツによりスポンサーを募る公共施設等の例も散見される。</p> <p>安全なスポーツ施設を持続的に</p>	P86	措置完了	<p>ネーミングライツについて、第5期の指定管理の再指定に向け検討したが、現時点で、県有施設全体のネーミングライツの公募を一時停止していることも踏まえ、今回の再指定では導入せず、今後、県有施設全体での導入に向けた取組が再開し</p>	令和4年8月	スポーツ振興課

<p>運営していくためには、何よりも安定した財源の確保が課題であり、コンセッション事業の導入等の官民連携による効率的な経営の仕組みを考えるとともに、施設の設置者である県が、施設が潜在的に有する収益性を見出して、これを活用していく施策を立案していくことも重要である。</p> <p>ネーミングライツのように施設そのものに係るもののほか、施設内外の看板設置による広告収入策や、寄付金の募集、基金の創設等の一層の財源確保に取り組まれたい。スポーツ競技は、官民間問わず、企業広告や協賛の対象となることが多いことからさまざまな事例があるため、これらを検証し、当該施設にふさわしい方法を研究する必要がある。</p>		<p>た場合、検討していくこととした。</p> <p>現在、静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の管理及び運営に関する要綱により禁止行為としてある広告等の掲示については、近年の公共施設の運営手法の多様化の状況を踏まえ、総合的に検討したが、県有の類似体育施設では広告等の掲示を実施していないことも考慮し、第5期の募集についても広告収入等による財源確保については導入しないこととした。</p>		
---	--	---	--	--